

滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）の施行に伴い、法に基づき県に派遣された職員に対して新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給するため、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）ほか 2 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正

法の規定に基づき県に派遣された職員に対して、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとします。（第 1 条中第 2 条、第 22 条の 5 関係）

(2) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正

法の規定に基づき県に派遣された職員に対して、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとします。（第 2 条中第 2 条関係）

(3) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正

ア 法の規定に基づき県に派遣された職員に対して、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとします。（第 3 条中第 2 条、第 22 条関係）

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

(4) この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県職員等の給与に関する条例、改正後の滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例および改正後の滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の規定は、平成 25 年 4 月 13 日から適用することとします。

滋賀県職員等の給与に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条から第6条までまたは滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号。以下「警察職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条および第27条において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第24条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条から第6条までまたは滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号。以下「警察職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条および第27条において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当<u>および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。第24条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。</p>
<p>第3条～第22条の4 省略</p>	<p>第3条～第22条の4 省略</p> <p><u>第22条の5 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</u></p> <p><u>2 第22条の3条第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。</u></p>

第23条以下 〈略〉

第23条以下 〈略〉

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条 省略	第1条 省略
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 企業職員で、常時勤務を要するものおよび地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料および手当とする。	第2条 企業職員で、常時勤務を要するものおよび地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料および手当とする。
2 給料は、管理者（管理者をおかない場合は、管理者の権限を行なう知事をいう。以下同じ。）が定める正規の勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。	2 給料は、管理者（管理者をおかない場合は、管理者の権限を行なう知事をいう。以下同じ。）が定める正規の勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。
3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。次項において同じ。）および退職手当とする。	3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次項において同じ。）および退職手当とする。
4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員または同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。	4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員または同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。
第3条以下 省略	第3条以下 省略

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条 省略 (給与の種類) 第2条 職員の給与の種類は、給料および手当とする。 2 給料は、病院事業庁長（設置条例第4条第1項に規定する病院事業庁長をいう。以下同じ。）が定める正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）および退職手当とする。	第1条 省略 (給与の種類) 第2条 職員の給与の種類は、給料および手当とする。 2 給料は、病院事業庁長（設置条例第4条第1項に規定する病院事業庁長をいう。以下同じ。）が定める正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当 <u>および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。</u> ）および退職手当とする。
第3条～第21条 省略	第3条～第21条 省略
第22条 省略	第22条 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員に対して、 <u>その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</u>
第23条 省略	第23条 省略
第24条 省略	第24条 省略
第25条 省略	第25条 省略
第26条 省略	第26条 省略
第27条 省略	第27条 省略
第28条 省略	第28条 省略
第29条 省略	第29条 省略
	第30条 省略